

水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第2号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、令和2年12月3日付け情報審答申第2号に係る答申の内容を公表する。

令和2年12月14日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会
会長 古屋 等

答申の内容の公表

1 審査会の結論

開示請求者に係る障害事業のサービス支給決定及びサービス提供事業所の給付費に係る請求に関する資料一式の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別表記載の文書（以下「本件開示文書」という。）のうち開示請求者以外の個人の印影及び氏名並びに法人の印影を不開示とした部分開示決定は、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年6月15日付けで本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として本件開示文書を特定し、令和2年6月26日付けで本件開示請求に対し、水戸市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第2号及び第3号に該当する部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）をし、同日付けで審査請求人に部分開示決定通知書を送付した。
- (3) 令和2年7月27日付けで、審査請求人が審査請求書を提出した。
- (4) 実施機関は、令和2年9月11日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付するとともに、反論書を提出する場合には同月25日までに提出するよう通知したが、審査請求人から期日までに反論書は提出されなかった。
- (5) 実施機関は、令和2年10月15日に本審査会に諮問した。

3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨 開示請求者以外の個人の印影及び氏名の開示並びに法人の印影の開示
- (2) 理由 本件処分により審査請求人は、基本的人権、知る権利まで侵害され、審査請求人の生命・身体・財物・信用まで侵害されている。

4 実施機関の主張

- (1) 本件処分により基本的人権、知る権利が侵害されたとの主張は、否認する。
 - ア 条例第14条第2号は、開示請求に係る保有情報の中に、本人以外の第三者の情報が含まれている場合に、当該第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、一定の場合を除き、第三者に関する情報は不開示情報とする旨を定めたものである。

本件処分において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、審査請求人以外の個人の印影及び氏名が記載されており、当該情報は、開示請求者以外の第三者に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号の規定による不開示情報に該当すると判断したものである。

なお、本件開示文書のうち、審査請求人から提出のあった文書又は本件開示請求以前に審査請求人に交付された文書については、当該文書中の審査請求人以外の個人の印影、氏名等個人を識別することができる情報について、審査請求人が知り得る情報であるから不開示情報に該当しないものとして、本件処分において当該情報を開示している。

イ 条例第14条第3号は、法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し、保護する観点から、事業を行うものの事業活動その他正当な権利利益を害するような情報が保有個人情報に含まれているときは、開示しない旨を定めたものである。

本件不開示部分には、法人及び当該法人の代表者の印影が記録されている。当該印影は認証的機能を有し、実社会において重要な役割を果たしており、これを公にした場合、偽造等をされることにより財産的損害等を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第14条第3号の規定による不開示情報に該当すると判断したものである。

なお、本件開示文書のうち、審査請求人から提出のあった文書又は本件開示請求以前に審査請求人に交付された文書については、当該文書中の法人の印影について、審査請求人が知り得る情報であるから不開示情報に該当しないものとして、本件処分において当該情報を開示している。

- (2) 審査請求人の生命・身体・財物・信用まで侵害されているとの主張については、その主張の根拠が不明であるが、本件処分において不開示とした情報は個人の印影及び氏名並びに法人の印影であるから、当該情報を開示しないことにより審査請求人の生命、身体、財物又は信用を侵害するものではない。
- (3) 以上のとおり、本件処分に違法不当な点はないので、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

5 審査会の判断

(1) 保有個人情報の開示請求制度の目的について

条例は、「実施機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的」として制定されたものであり、条例に基づく保有個人情報の開示請求は、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報への関与権を保障するための制度である。そのため、いわゆる「知る権利」の具体化として、「市の保有する情報の一層の公開、市政への市民参加の推進及び市民の信頼の確保を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の公正で民主的な発展に寄与することを目的」として制定された水戸市情報公開条例に基づく開示請求とは目的・性質を異にするものである。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

実施機関は、本件不開示部分について、開示請求者以外の個人の印影及び氏名並びに法人の印影が記載されており、それぞれ条例第14条第2号又は第3号に該当し、不開示情報に当たるとして、

本件開示文書の一部を不開示としたものである。

ア 条例第 14 条第 2 号該当性

(7) 条例第 14 条第 2 号本文該当性

実施機関が本件開示文書中開示請求者以外の個人に関する情報として条例第14条第2号に該当する不開示情報であるとした情報は、開示請求者以外の個人の印影及び氏名である。

条例第 14 条第 2 号は、開示請求に係る保有個人情報の中に本人以外の第三者の情報が含まれている場合に、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）について、一定の場合を除き、当該情報を不開示情報とする旨を定めたものである。

開示請求者以外の個人の印影及び氏名は、開示請求者以外の第三者に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。そのため、実施機関が当該情報を条例第 14 条第 2 号本文に該当すると判断したことは、妥当である。

(i) 条例第 14 条第 2 号イ該当性

審査請求人は、本件処分により審査請求人の生命・身体・財物が侵害されていると主張する。

条例第 14 条第 2 号イは、いわゆる公益開示として、開示請求者以外の個人の情報等であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」について、公益上の必要性が優先されれば公開すべきであることを規定したものである。

審査請求人からは、本件不開示部分のうち開示請求者以外の個人の印影及び氏名について、この情報を公開しないことをもって権利利益が侵害されるおそれがあることに関する具体的な主張がなく、生命、身体、財産等の保護その他の公益的な観点から開示することによって得られる利益があるとも認められない。よって、当該情報は、条例第 14 条第 2 号イには該当しない。

(7) 以上のとおり、本件不開示部分のうち開示請求者以外の個人の印影及び氏名は、条例第 14 条第 2 号本文に該当し、かつ、同号イに該当しないことから、実施機関が不開示情報と判断したことは、妥当である。

イ 条例第 14 条第 3 号該当性

(7) 条例第 14 条第 3 号本文該当性

実施機関が本件開示文書中条例第 14 条第 3 号に該当する不開示情報であるとした情報は、法人の印影である。

条例第 14 条第 3 号は、法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し、保護する観点から、事業を行うものの事業活動その他正当な権利利益を害するような情報が保有個人情報に含まれているときは、開示しない旨を定めたものである。

法人の印影は認証的機能を有し、実社会において重要な役割を果たしており、これを公にした場合、偽造等をされることにより財産的損害等を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。そのため、実施機関が当該情報を条例第 14 条第 3 号の規定による不開示情報に該当すると判断したことは、妥当である。

(i) 条例第 14 条第 3 号ただし書該当性

審査請求人は、本件処分により審査請求人の生命・身体・財物が侵害されていると主張する。

条例第14条第3号ただし書は、いわゆる公益開示として、開示請求者以外の個人の情報等であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」について、公益上の必要性が優先されれば公開すべきであることを規定したものである。

審査請求人からは、本件不開示部分のうち法人の印影について、この情報を公開しないことをもって権利利益が侵害されるおそれがあることに関する具体的な主張がなく、生命、身体、財産等の保護その他の公益的な観点から開示することによって得られる利益があるとも認められない。よって、当該情報は、条例第14条第3号ただし書には該当しない。

(ウ) 以上のとおり、本件不開示部分のうち法人の印影は、条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書に該当しないことから、実施機関が不開示情報と判断したことは、妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

その他の審査請求人の「信用」等が侵害されているとする主張は、条例の目的に照らし、本審査会の判断権の及ぶところではない。

(4) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件処分において実施機関が不開示とした部分は条例第14条第2号又は第3号に該当すると認められるから、本件処分は妥当であると判断する。

別表

- 1 市町村審査会資料（事務局用）
- 2 医師意見書
- 3 概況調査票
- 4 サービスの利用状況票
- 5 認定調査票
- 6 障害支援区分認定証明書
- 7 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
- 8 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療育介護医療費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（添付書類及び確認資料を含む。）
- 9 世帯状況・収入等申告書（添付書類及び確認資料を含む。）
- 10 モニタリング報告書（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）
- 11 サービス等利用計画・障害児支援利用計画案
- 12 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（週間計画表）
- 13 申請者の現状（基本情報）
- 14 申請者の現状（基本状況）（現在の生活）
- 15 サービス等利用計画・障害児支援利用計画
- 16 サービス等利用計画・障害児支援利用計画（週間計画表）
- 17 就労定着支援計画書
- 18 計画表
- 19 個別支援計画表

- 20 モニタリング表（共同生活援助事業）
- 21 個別支援計画書
- 22 アセスメント（就労移行支援）
- 23 訓練等給付の継続に係る事業者意見
- 24 計画相談支援給付費支給（却下）通知書
- 25 計画相談支援給付費支給申請書
- 26 計画相談支援契約届出書
- 27 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・療養介護医療費利用者負担額減額・免除等申請書（添付書類及び確認資料を含む。）
- 28 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
- 29 支給決定・地域相談支援給付決定取消通知書
- 30 計画相談支援給付費支給取消通知書
- 31 訓練等給付費等明細書
- 32 共同生活援助サービス提供実績記録票
- 33 介護給付費・訓練等給付費等明細書
- 34 就労移行支援実績記録票
- 35 国保連下り就労定着支援提供実績記録票